

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

後			前		
名	正	後	名	正	前
別表第 2 (第 30 条、第 34 条の 2 関係)					
項	物	備考	項	物	備考
(略)	(略)		(略)	(略)	
17	(略)		17	(略)	
<u>17 の 2</u>	<u>N－アクリルモルホリド</u>		(新設)	(新設)	
18	(略)		18	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
100	(略)		100	(略)	
<u>100 の 2</u>	<u>N－(3－アミノプロピル)－N－トデシルプロパレー1, 3－ジアミン</u>		(新設)	(新設)	
101	(略)		101	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
152	(略)		152	(略)	
<u>152 の 2</u>	<u>アソモニウムトリデカフルオロヘキサニ－1－スルホナート</u>		(新設)	(新設)	
<u>152 の 3</u>	<u>アソモニウムトリデカフルオロヘプタノアート</u>		(新設)	(新設)	
153	(略)		153	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
201	(略)		201	(略)	
<u>201 の 2</u>	<u>ウンデカフルオロヘキサノ酸</u>		(新設)	(新設)	
202	(略)		202	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
<u>343 の 2</u>	(オキシソラゾール-2-イル) メチル=プロパ ー2-エノアート	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
<u>362 の 2</u>	オクタノ酸	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
<u>405 の 2</u>	カリウム=トリデカフルオロヘプタノア ー	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
<u>478 の 2</u>	クロロギ酸イソプロピル	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
<u>516 の 2</u>	5-クロロ-2-ニトロアニリン	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
(新設)	(新設)	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
(新設)	(新設)	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
(新設)	(新設)	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
(新設)	(新設)	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
(新設)	(新設)	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

<u>586 の 2</u>	五ナトリウム＝2, 2', 2'', 2''', ー { [(カルボキシトメチル) アザン ジイル] ビス (エタノー2, 1ージイルニ トリロ) } テトラアセタート	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
<u>731 の 2</u>	ジエチレントリアミン五酢酸	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
<u>734 の 2</u>	四塩化チタニウム	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
	2ー (N, Nージメチルアミノ) ー2ー (4ーメチルベンジル) ー1ー (4ーモル ホリノフェニル) デタノー1ーオン	
<u>1003 の 2</u>		
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
<u>1034 の 2</u>	ジメチルスルファミールクロリド	
1035	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
(新設)	(新設)	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
(新設)	(新設)	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
(新設)	(新設)	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
(新設)	(新設)	
1035	(略)	
(略)	(略)	

1049	(略)	
<u>1049 の 2</u>	<u>3, 5ージメチルピラゾール</u>	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
<u>1127 の 2</u>	<u>水素化リチウムアルミニウム</u>	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
<u>1158 の 2</u>	<u>2ーターシャリーザチルシクロヘキシル三</u> <u>アセタート</u>	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
<u>1380 の 2</u>	<u>トリスノニルフェニルホスファイト</u>	
<u>1380 の 3</u>	<u>1, 1, 1ートリス (ヒドロキシメチル)</u> <u>プロパン</u>	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
<u>1384 の 2</u>	<u>トリデカフルオロヘプタン酸</u>	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1049	(略)	
(新設)	(新設)	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
(新設)	(新設)	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
(新設)	(新設)	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

<u>1393 の 2</u>	<u>トリフェニルホスホロチオエート</u>	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
	<u>4, 4' - [2, 2, 2-トリフルオロー</u> <u>1- (トリフルオロメチル) エチリデン]</u> <u>ジフェノール</u>	
<u>1400 の 2</u>		
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
	<u>(E) - 4 - (2, 6, 6-トリメチルシ</u> <u>クロヘキサ-1-エノ-1-イル) デター</u> <u>3-エノ-2-オン</u>	
<u>1415 の 2</u>		
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
	<u>r e l - (1 R, 2 R, 4 R) - 1, 7,</u> <u>7-トリメチルビシクロ [2. 2. 1] ヘ</u> <u>デター-2-イル=デロパ-2-エノア-</u> <u>ト</u>	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

(新設)	(新設)	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
(新設)	(新設)	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
(新設)	(新設)	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

<u>1443 の 2</u>	ナトリウム＝トリデカフルオロヘプタノ アート	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
<u>1511 の 2</u>	ノナデカフルオロデカノ酸	
1512	(略)	
1513	(略)	
<u>1513 の 2</u>	ノナフルオロデタノー１－スルホン酸	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
<u>1666 の 2</u>	２－ピロリドン	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
<u>1683 の 2</u>	フェニルヒトラジーン硫酸（ <u>2／1</u> ）	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
<u>1878 の 3</u>	<u>3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10, 10－</u> <u>ヘプタデカフルオロデカノー１－オール</u>	

(新設)	(新設)	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
(新設)	(新設)	
1512	(略)	
1513	(略)	
(新設)	(新設)	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
(新設)	(新設)	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
(新設)	(新設)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	

	<u>(別名 8 : 2フルオロテロマーアルコー ル)</u>	
1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
<u>1894 の 2</u>	<u>ペルフルオロ (ヘキサソー ー スルホン 酸) (別名 P F H x S)</u>	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
<u>1958 の 2</u>	<u>ホルトランドセメント</u>	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
<u>1994 の 2</u>	<u>メタクリル酸 1 ー ヒドロキシプロペン ー 2 ー イル及びメタクリル酸 2 ー ヒドロキシ ロピルの混合物</u>	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
<u>2008 の 2</u>	<u>メタホウ酸バリウム</u>	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
(新設)	(新設)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
(新設)	(新設)	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
(新設)	(新設)	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
(新設)	(新設)	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

<u>2027 の 2</u>		<u>2 ーメチルー4ーイソチアゾリノー3ーオ シ</u>		
2028	(略)			
(略)	(略)			

(新設)	(新設)	
2028	(略)	
(略)	(略)	

第二条 労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (がん原性物質に関する記録の保存) 第三十三条 事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票(当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質であるものに限る。)を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物ががん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合を含む。)であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなければならない。 2 前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録(同項第二号(リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)及び第三号に係るものに限る。)を作成した場合について準用する。	附 則 (新設)

附 則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。